

(一社)日本原子力学会 標準委員会 原子燃料サイクル専門部会  
第22回ウラン・TRU取扱施設クリアランスレベル検認分科会(F13SC)議事録

1. 日時 2024年07月03日(水) 13:30～15:25
2. 場所 Webex による Web会議(開催担当:新金属協会 高橋)  
出席者(順不同, 敬称略)  
(出席委員) 井口\*(主査)、高橋#(幹事・事務局)、齋藤、青井、山本、名雲、佐藤、鈴木\*(8名)  
(\*:新金協を訪問して出席、#:新金協会議室から出席)  
(欠席委員) なし  
(常時参加者)川俣、竹内、佐藤、窪田、小口、野澤、大森、布川、神崎、櫻井#、谷#、美田、横山(13名)  
(常時参加者代理出席者) 川崎(吉居代理)(1名)  
(オブザーバー参加) (0名)

3. 議題

- 3.1 前回議事録の確認
- 3.2 2024年度倫理教育資料について
- 3.3 5/09 専門部会トピックス
- 3.4 標準改定について
  - (1) 標準改定案に対する高橋前部会長からのコメント対応
  - (2) 標準改定案の新旧比較表

4. その他

- 4.1 次回分科会について

5. 配付資料

- F13SC22-1 第21回分科会議事録案
- F13SC22-2 2024年度倫理教育資料の利用について
- F13SC22-3 第98回専門部会議事録案
- F13SC22-4-1 標準改定案に対する高橋前部会長からのコメント対応
- F13SC22-4-2 標準改定案の新旧比較表(本文・附属書・解説)
- F13SC22-5 今後の予定

6. 議事(文中敬称略)

議事に入る前に、委員8名の参加の確認が行われ、分科会の成立が確認された。引き続き主査より、以下の冒頭の挨拶があった。

「今年度第2回の分科会へのご参集に感謝する。前回(4月)の分科会以降で標準改定案に対するいくつかの宿題があったが、分科会メンバー(幹事及び委員等)の協力で回答を作成できた。懸念事項であった高橋前部会長からの反対意見への対応が気になるところであるが、今回は反対意見に対して反論する項目の調査を重ね、論拠をもって主張できるような方向性でいきたい。今日の改定案について分科会のメンバーに確認いただき、前部会長のご意見を伺うというよりは分科会として論拠をもって最終案を示して協議する方向性としてほしい。次回専門部会(8/2)に間に合うようにするため、また、本日の議論を踏まえて分科会

としての改定案をフィックスさせるために、委員等の忌憚のない意見をお願いしたい。」

### 6.1 前回議事録の確認

幹事から前回議事録の要点の説明が行われた。井口主査より議事録に対して以下の誤記の指摘があった(4か所)。

- ・4/12:“居所的”→“局所的”、8/12:“ビット”→“ピット”、9/12:“研究研究施設”→“研究施設”、10/12:“報告制”→“方向性”。(主査)

そのほか議事録に対しての質問等はなかったが上記修正版を作成して学会事務局へ提出することが確認された。

### 6.2 2024年度倫理教育資料について

資料 F13SC22-2「2024年度倫理教育資料について」により事務局から以下の説明が行われた。

- ・分科会メンバーは、6/5の標準委員会で実施された倫理教育の様態を収めたビデオを視聴して自学自習し、感想コメントを事務局にメール送付のこと。感想コメントは事務局が EXCEL 表(分科会報告資料)にまとめる。
- ・教育資料の保管期限が2024年11月30日となっているので、この日付より前の分科会にて分科会メンバーの感想コメントの取りまとめ資料が作成できるように、次回分科会日程に基づき、適切な提出期限を事務局で設定する。

C1:標準委員会の倫理教育は受講率100%を目指さなければならない。当分科会からも受講した記録として感想コメント集を標準委員会に提出することになる。(主査)

### 6.3 専門部会トピックス

資料 F13SC22-3 によって高橋幹事から説明が行われた。説明は以下のとおり。

5月9日に専門部会が開催され、資料 F13SC22-3(FTC99-1)は確定した議事録を示したものである。

- ・標準改定案に関する決議投票の結果、意見付き保留の1名が最終的に反対と確定し、投票は可決とならなかったことを報告した。
- ・配布資料(FTC98-3-2)に示した専門委員からのご意見に対する対応の修正案と修正箇所一覧表を説明したが、まだ「検討中」の事項が4点残り、次回8月の専門部会で再度全件について報告することになっている。なお、当日出席者で書面投票時にコメントした委員からは修正案について追加のコメントはないことを確認した。
- ・1つだけ質疑があり、本文3章の“用語と定義”の英訳について、文字色の違いについて質問があった。当日は回答できず、後日確認としていた。議事録には後日確認結果を記載している。
- ・他の分科会の報告として、LLW 処分安全評価分科会では担当標準の誤記載対応フローを進めていること、休眠中分科会等の廃止と関係標準の取扱いにおいて5分科会を廃止し代わりにタスクグループを設置することの紹介があった。

Q1:廃止になった分科会は具体的にはなにか。返還廃棄物は対象か。(主査)

A1:具体的な資料を後日確認する。(幹事)

(参考1参照)

Q2:原子炉のクリアランスがタスクグループに移るのか?タスクグループの位置付けと役割はどのよう

になっているのか。(主査)

A2: 従来ある分科会そのものは廃止となる。今後の情勢に応じて、今ある標準を改定する必要性が出てくれば、タスクグループで対応していくことになる。タスクグループの中に、従来の5つの分科会を担当するメンバーが存在している。(山本委員)

Q3: 次に必要かどうかをタスクグループで検討し、新規に分科会を立ち上げる必要がある場合は分科会ができるということか？(主査)

A3: そうなれば、新規に立ち上げる、あるいはその他の対応を考える。関連条件によって変わっていくので、選定されたタスクグループに任されている。(山本委員)

C4: フランスで使用済み MOX 燃料の再処理実証の共同研究が始まるので、返還廃棄物の後始末への影響や現在実績が積み上がりつつある炉のクリアランスレベル検認の標準改訂が気になるところ。専門部会の方で新たな提案等がありましたら、情報を連絡すること。(主査)

#### 6.4 標準改定について

資料 F13SC22-4-1 「標準改定案に対する高橋前部会長からのコメント対応」、資料 F13SC22-4-2 「標準改定案の新旧比較表(本文・附属書・解説)」により事務局から以下の説明が行われた。また、標準改定案に対する委員からのコメントについて追加の議論を実施した。

##### (1) 標準改定案に対する高橋前部会長からのコメント対応

・高橋前部会長からのコメントに対する対応がまだ“検討中”で残っていた、「1. 適用範囲」「6.2 評価単位の設定条件 b)と c)」 「B.1 評価単位設定時の留意事項と B.3 評価単位の設定例」について幹事から説明を実施した。

##### (1.適用範囲)

Q1: “専ら”の記載を残す修正案でコメントに対する回答が「拝承」とはどういうことか。(主査)

A1: 高橋前部会長の修正コメントは“専ら”を挿入することの要求だったので、回答としては「拝承」とし、但し書きで“3 桁以内”の指標を追加するとの修正案になっている。(幹事)

Q2: “専ら”に関して「相対重要度が 3 桁以内」という定義が元々あったのか？(主査)

##### (参考 2 参照)

A2: “専ら”の表現を用いた記述は、クリアランス審査基準(放射能濃度について確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準)、第二種廃棄物埋設規則(第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則)にも、ウラン取扱施設に対して使用されている。しかし、第二種廃棄物埋設規則には製錬施設が明示的に入っているのに対して、クリアランス審査基準では製錬施設が除かれている。従って、クリアランス審査基準の方針に基づいて“専ら”の扱い方を尊重した方が良いとするのが私の意見であった。製錬施設も含めてウラン取扱施設とするのとは対立していた。その点さえ回避できれば問題ないと思う。(山本委員)

A3: 前回とスタンスは変わっていない。ウラン 5 核種が 3 桁以内の基準から、他の核種のことは明確に考えなくてもよければ、基本的には施設を問わず適用できる解釈で良いと考える。(齋藤委員)

Q4: できればという条件が入っているがそれで良いのか？クリアランス審査基準では条件なしでウラン 5 核種を認めている。しかし、標準の書き方では「相対重要度が 3 桁以内」の確認が必要になっ

てくることであり、無条件で認めることは違う。(山本委員)

A4: 製錬施設では核原料の取扱の可能性があり、ウラン以外の核種の影響を考える可能性がある。3桁以内の基準さえクリアすれば問題ないとする。(齋藤委員)

Q5: 3桁の根拠はどこにあるのか。それは技術的に示されなければならない。クリアランス審査基準には製錬施設が入っていないが、第二種廃棄物埋設規則には製錬施設が入っているという明確な違いがある。(山本委員)

A5: 私共(JAEA)が対象としている製錬施設と規則上の製錬施設は対象が異なる可能性がある。具体的には規制庁が扱っている製錬施設は製錬事業を行っている施設である。現在は過去に製錬事業を行っていたウラン使用施設が廃止措置のために核原料系と核燃料系に区分して、核燃料系の廃棄物に対してクリアランスの対象になっており、ウラン5核種で汚染されており他の核種の影響は無視できる整理が少なくとも人形峠ではなされている。(齋藤委員)

Q6: それは確認方法の審査の中で手順が定義されたということだと思われるがどうか。(山本委員)

A6: そのような理解で問題ない。(齋藤委員)

Q7: 手順について、最初から5核種だけでいいという話ではなく、影響がないことも含めて審査された結果ではないか？そうであれば区別されたということにならないか？(山本委員)

A7: (人形峠には)規則の中の製錬施設は存在していない。(齋藤委員)

Q8: “専ら”の表現が入った法令はクリアランス審査基準と第二種廃棄物埋設規則しかなく、両者を並べると一方は製錬施設が入っている、他方は製錬施設が入っていない、と明確に分かれている。この違いを考えれば、ウランクリアランス検認ではクリアランス審査基準に書いてある、“専ら”の扱い方を基本とすべきで、他の核種の影響がないとの条件付きのウラン5核種で良いとの考え方はある。(山本委員)

A8: その件について、賛成である。(齋藤委員)

Q9: 本文を修正したことにより(製錬施設は除外されているという)新たな論点がでてきたと指摘している。(山本委員)

A9: 製錬施設はなくなっており実例がない中、製錬施設が存在した場合の整理が現実に即して取りづらくなっており、今の書き方で“専ら”と付けても問題は発生しないと考えている。(齋藤委員)

Q10: 両者の一方は製錬施設が入っている、他方は製錬施設が入っていないことの合理的な説明が必要である。クリアランス審査基準には製錬施設は入っていない。(山本委員)

A10: 審査基準は規制庁の内規にあたるものなので、現在は存在していない製錬施設は書いていないと理解している。(齋藤委員)

Q11: 規制庁の意図をどうやって確認されたのか？(山本委員)

A11: 規制庁の意図の以前に、クリアランス審査基準の記載内容に則って解釈上も事業者側に害はないということであれば問題ないとする。(齋藤委員)

Q12: それはあなたの想像である。どこに確証があるのか？(山本委員)

Q13: 議論の中身は専門外であるが、基本的には、規制庁の条文があって、一方には製錬施設が入っていて、他方には入っていない。クリアランス審査基準に関しては、製錬施設は対象にしていなると読める。従って、今回の改定版の“1.適用範囲”では施設の区分は記載していないが、“3.18 ウラン取扱施設”のところで施設の区分が書いてあり、ここで製錬施設を書いてはどうか。(主査)

A13: 書いても良いと思うが、ウラン標準というのは5核種しか書いてないので、5核種を扱っているこ

とを評価することになると思う。敢えて製錬施設と書いても、実際には存在してなく、実例や事例を示して安全性を確かめなさいと言われると説明が困難である。(齋藤委員)

Q14: 人形峠の事業者の立場として、書いた方が良いのか、書かない方が良いのか意見はないか？  
(齋藤委員)

A14: こちらでも議論はしていたが、結論はまだ出ていない。(佐藤委員)

C15: 書き加えれば、製錬施設に対する扱いが明確になり、追記案も合理的で助かるものであるが、それを安全性としてよいことを示せと言われても、実際には製錬施設が存在していないので、元製錬施設に対してどういう扱いをした論述や実績を示すことはできても、今ないものを示すことは難しい。(齋藤委員)

A15: 具体的なものを出しなさいと言われると、非常に昔の原子力安全委員会の制度設計の時に製錬転換施設で、核原料物質と核燃料物質がプロセス上分かれていることで区別して、事業者のクリアランス対象物は核燃料物質だけのものになるので、問題ないと回答したことがある。(ここからは規制庁には確認していない内容ですが、)実際のクリアランスとして、製錬転換施設は対象としていないし、それを入れてくださいとの話もしてません。実現に漕ぎつけたところで審査基準の対象に入れていただくものと解釈していたところである。(佐藤委員)

A16: 今現在、製錬施設が存在していないところで、そのことに露わに言及するものを書くと、根拠のないところで説明することになるので、改定版の標準では今の記載の方が良いと委員としては考える。(齋藤委員)

Q17 今の記載とはどういう記載になるのか？(山本委員)

A17: 適用範囲の使用施設の中に人形峠(環境技術センター製錬転換施設)のウラン取扱施設が入るという解釈の記載になる。(幹事)

C18: 本来、“専ら”という言葉そのものは曖昧な表現で、それのみという解釈と主にという解釈の2つの意味がある。法律で使うということで分かりにくくなっている。他に法律で使用されている例は、“専ら”何とかの目的に使用する場合があります、これは明らかに目的外使用と目的内使用を区別している。ここで使われている“専ら”の意味は、ウランだけを取扱うがウラン以外もあるとの解釈になっている。(山本委員)

Q19: (人形峠の)使用施設は改定版標準に入っているが、新たに製錬施設が登場した場合はこの標準に入らなくなるということか。(山本委員)

A19: 入らないとまでは言えない。少なくとも…(齋藤委員)

C20: 審査基準の記載には製錬施設は入っていない。わたくしの意見は少数意見であることが分かった。(山本委員)

Q21: 製錬施設の概念がクリアランス審査基準に入っていない。それで基本的に人形峠の場合はウラン取扱施設であると考え、今回の適用範囲の記載で支障は生じることはないということでしょうか？(主査)

Q22: 「1.適用範囲」の赤字の範囲と「3.18」の書き方について、この案でよいか？また、山本委員の指摘した法令上の記載で製錬施設がある場合とない場合で議論した記録は残すようにしたい。分科会の中で適用範囲の議論をしたときにクリアランス審査基準に製錬施設が入っていないことを知っててそのようにしたと記録に残したい。(主査)

A22: 解説の4章の中に追記する。(幹事)

A23: 製錬施設は適用範囲には明確には入っていないが、実際に発生すれば適用範囲に含まれる含まれないの議論・吟味もできるようになると考える。過去に製錬施設であったところの解体物・廃棄物は、現在使用施設としてクリアランス対象になっていることも記載しておいてほしい。(齋藤委員)

(6.2 評価単位の設定条件 b))

Q24: 注記に書いた内容は要求事項になるのではないか？注記には要求事項を書いてはならないというルールがある。もし書くのであれば、本文の中に書かねばならない。(山本委員)

A24: “a”の方に注記があり、その記載に合わせた表記であった。(幹事)

Q25: “a”も同様である。要求事項であれば、本文に入れるべきである。(山本委員)

A25: 注記を取り、本文と並べることとする。(主査)

(参考3 参照)

Q26: “a～c)のいずれか”というのは3つの内1つだけ設定すれば良いことになる。(山本委員)

A26: よいと思う。(主査)

Q27: “a)”は注記を取りそのままつなげ、“b)”は本文の“…できる。”の後に“なお、…”をつけて注記の文章をつなげるので良いか？(幹事)

A27: それで良いと思う。(山本委員)

Q28: “なお、…”で大丈夫か？上の文書と釣り合いが取れないのではないか。(主査)

A28: 前回からの議論にあるように、 $\Sigma(D/C)$ が10を超える場合は著しい偏りがあることになり、審査基準の禁止事項として書かれているのであるから、審査の資格がないことで資格条件がまさに要求事項になっている。敢えて書くのであれば、「審査基準では、評価単位内の…」となる。“a～c)”は、いずれかではないので。(山本委員)

A29: 了解した。(幹事)

Q30: “反対意見に対する考え方: 拝承”以下の文書も修正する必要がある。(主査)

A30: 了解した。解説4.5の後半の追記部分にも、今回の議論の内容を反映できるように修正する。(幹事)

(6.2 評価単位の設定条件 c))

Q31: ここでも注記でなくて本文に組み込まなく良いのか？(主査)

A31: これはそもそも、高橋前部会長のコメントが誤解に基づくような感じである。あたかも10トンを超える評価単位を認めるようなことは承服できないようなコメントであった。コメントの論点がズレてきている。炉標準にも同じことが記載されており、これを問題にするのであれば、炉標準にも異を唱える必要がある。評価単位を計算上分割してできるというのは、考え方を述べているだけで、実際に成立するかは個々の具体的な事例を見て審査されないとわからない。手順としては案の通りであるが、敢えて書くのかという話である。注記はなくても成立すると考える。(山本委員)

(参考4 参照)

C32: 高橋前部会長のコメントに対して何からしかの修正がないと了解してもらえない可能性が残る。(幹事)

Q33: 本文に書くことが問題であるとする、解説にこの注記の内容を挿入する、少しランクを下げて追記することでどうか？高橋前部会長の懸念に対して誤解であると主張すると不毛な議論になりそうなので、だから…(主査)

A33: この注記と同じ内容で附属書 B.3 の c) に注記を追加している。高橋前部会長には、本文は変更しないが、附属書 B には注記で事業者が個別に評価し、国が審査すると追記したと説明すれば、コメント対応をしたことになる。(幹事)

Q34: 本文は入れずに附属書 B で注記を入れる案で、山本委員どう思われるか？(主査)  
(山本委員からのコメント無し)

C35: 高橋前部会長の追加質問で、“ウラン加工で 10 トン以上の具体的なクリアランス評価のニーズはあるのか”、があり調査を実施した。ウラン加工事業所には大きな排気筒もなく、10 トン以上の金属構築物はなかった。一部の焼結炉において、元々バラバラの鋼材を溶接で組み上げているので、全体で 10 トンを超える可能性があるとの情報があった。従って、将来の解体廃棄において標準の規定を用いて金属構築物の評価単位を 10 トン以下にするために計算上分割の手法を用いることになりそうである。(幹事)

Q36: コンクリート材料では 10 トンを超える廃棄体が多数出るのではないか？(主査)

A36: クリアランス審査基準では対象物が金属だけでなくコンクリートもあり、除外はしていない。(鈴木委員)

Q37: 金属だけでも 10 トンを超える可能性もあるし、将来コンクリートも適用される場合には当然、計算上分割しないと対応できないことになる。そういった説明で良いと思うが、今日の結論としては、“6.2c)” の下の注記は削除し、意見に対しては解説に説明を盛り込み、もう一度ご意見を交わせば良いかと思う。再度反対意見を貰っても、強く説明するしかない。(主査)

A37: 了解した。本文は注記を削除し、附属書 B には注記を残し、解説に今回の議論の結果を残すようにする。これで反対意見であった項目への対応はすべて完了した。(幹事)

## (2) 高橋前部会長との面談について

Q1: 本日の分科会の結果を反映した、専門委員からのコメントに対応した最終案を作成する。その内容について、高橋前部会長にご意見を伺うということでしょうか？(主査)

A1: 以前の分科会でこの分科会に招くという話もあった。メール等でやり取りしてはちょっとした思い違いで話が途切れる可能性が高い。是非、面談的な形をとった方が良い。(山本委員)

Q2: 山本委員の言う通りである。もし可能であれば、幹事と主査が対面で意見交換できれば良いと考えているが、高橋前部会長は東京に来られないか？(主査)

A2: 原安協の業務は東海村からのリモートで実施されており、東京にはたまにしか来られないと聞いている。(幹事)

Q3: できれば、面談で顔を見て話した方が伝わるし、意向も強く正確に伝えられる。メールでは伝えきれない。考え方については口頭で、分科会としては受け入れ難いことを面と向かってお願いできないと終わらないと考える。可能であれば、面談でやりたいが、東京に来られる日程が、8/2 まで実施する必要がある。(主査)

A3: 考えられることとして、8/2 の専門部会にオブザーバーとして参加いただく方法もある。高橋前部会長が東海で勤務されているということは、この分科会にも JAEA の委員が何人かいるので、そちらの方で対応できないか。(山本委員)

A4: JAEA では勤務されていることではなく、時々訪問される程度である。不定期であると聞いている。(齋藤委員)

Q5: 話していればすぐに勘違いと分かる内容が、メールベースでは時間がかかる上に、逆にこじれる可

能性もある。面談的なりモートでもよいと思う。(山本委員)

A5: 高橋前部会長の予定等が聞いてもらいたい。東京に帰るときがあれば面談としたいが、Web 会議でもよい。(主査)

Q6: 少なくとも面と向かって意見交換をしたい。今回の件では主査としては強く推したいという最後のお願いをしなければならない。(主査)

A6: 現在、高橋前部会長への修正案を送り、“計算上分割”だけは反対意見のままとのメール回答受領で止まっている。この返信メールに対して、本日の結果を反映した修正案を送り、さらに対面でも打ち合わせを申し込むこととする。その際に対面できなければ、Web 会議とする。(幹事)

Q7: 今日の議論を反映した確定版を今週中に作成して頂き、来週中には対面又は Web 会議を実施する。その時には皆さん、山本委員には応援をお願いしたい。(主査)

A7: 時間が合えば、参加できる。(山本委員)

A8: スケジュール調整は了解した。新旧比較表についても最終版に修正、8/2 の専門部会の提出資料とする。(幹事)

### (3) 用語及び定義の英文追加について

Q1: 用語の定義の英文について、3.18 の英語表記はどうなっているか? 「uranium use facilities」では違和感がある。この標準のタイトルに「ウラン取扱施設」があり、まえがきの英文に「Uranium Processing Facilities」がある。こちらの方が自然だと感じる。(鈴木委員)

A1: 本標準で使われた実績があるのであれば、提案の通り修正する。(幹事)

Q2: 外国人が読んで違和感を持たないかが気になる場所である。(主査)

A2: 今、Google で調べたが、「Uranium Processing Facilities」は使われているようである。(山本委員)

### (4) JIS\_Z\_4504 について(その他の最後の質疑だが位置を変更)

Q1: 全体の新旧比較表で JIS\_Z\_4504 が 2023 年版に更新されているが、標準本文中で 2008 年版の表記が残っている。例えば、PDF で 127 頁にある。(竹内常時参加者)

A1: 2008 年版の表記で残っていることを確認した。(幹事)

Q2: 2023 年版で検出下限の導出方法が 2008 年度版に対して大幅に変わっている。p127 以外は線源効率の値(0.25)を引用しているだけで問題ないが、p127 だけはダイレクトに“検出限界は JIS Z 4504 から……求められる。”となっている。(竹内常時参加者)

A2: 解説の“6.3 測定結果の評価方法”は、JIS\_Z\_4504 の 2008 年版を参考に記載されている。しかし、2023 年版で全く違う導出方法になって、具体的な数値計算の式と合わなくなっている。(幹事)

Q3: 修正案だが、2023 年版の JIS の式を使わなくても従来法は用いることはできると書いてあるので、p127 の冒頭の JIS\_Z\_4504 の表記だけ“JIS の一部を参考に”、“(JIS の表記を抜いて)標準では…”と書いてはどうか?(竹内常時参加者)

A3: この件についてはメールでコメントしていた。6.3 の冒頭の JIS\_Z\_4504 だけは敢えて旧版の“JIS Z 4504:2008”の引用で対応する。つまり 2008 年版は旧版として依然として閲覧入手は可能な状態である。旧標準のままで行くこともできないことはない。(山本委員)

A4: そういう意味であれば、“JIS Z 4504:2008”で 2008 を明示することで了解した。(竹内常時参加者)

Q5: 学会標準として最新の参考文献を使用しなければならないルールはないか?(主査)

A5: ない。年号を入れずに引用する場合は最新のものを求められるが、年号を入れて引用すればその限りではない。(山本委員)

(参考 5 参照)

以上で委員・主査から出されたコメントについて修正案を事務局で作成し、今週中に分科会委員にメールベースで発信する。その後、高橋前部会長と連絡を取り来週中に意見交換の場を持てるようスケジュールリングすることとなった。(従って、8/2の専門部会へは修正の結果を提出することになる。)

## 7. その他

### 7.1 今後の予定

資料 F13SC22-5 により、今後の予定について事務局から以下の説明が行われた。

・8/2の専門部会では、本日(7/03)の議論の結果を反映した標準改定案の修正版を作成して、本報告の2回目を実施する。その後の8月の専門部会の後で書面審査が実施される。その後、12月の標準委員会にかけるとの予定である。

Q1: 8/2の専門部会にかけて再投票になるのは2週間で良いのではないかと？(主査)

A1: 改定案の再修正版で専門部会にかけるとの予定で、また1か月の書面審査ではないかと考える。(幹事)

C2: 是非年内に標準委員会に上げてほしいので、このスケジュールは厳守でお願いしたい。(主査)

Q3: 再投票は2週間の猶予でいいのではないかと？1か月になるのか、現在進行中の改定案の処理プロセスなので、1回審査した改定案を土台とした修正になっており、専門委員が見られるのは2回目となるので、前回との違いを見るだけになるので2週間になるのではないかと？事務局に確認された結果か？(山本委員)

A3: 内容的にかなり変更しているため2週間では対応してもらえないと思われる。(主査)

Q4: 反対意見に対する修正案の審査であれば、2週間になるはずなので、反対意見に対する審査として2週間ではないかと主張することはできる。(山本委員)

A4: 反対意見でないところも修正している。(主査)

A5: 派生的なところも修正してはいるが、反対意見の部分的な修正で済まないところは再審査になる。反対意見でひとくくりにして、それ以外の修正も含めてしまうとの考えである。(山本委員)

Q6: なるべく審査の時間が短くなるように、8月の専門部会で主張してもらいたい。(主査)

A6: 専門部会に提出する資料は2回目の修正を実施した箇所だけに限定して、作成するようにする。審査期間については2週間かどうかと提案は実施する。(幹事)

C7: 8月の専門部会での審査結果を待って、最終の標準改定案を完成させ上位の標準委員会に提出できるようにしたい。よろしく、ご協力をお願いしたい。(主査)

Q8: 次回の分科会は12月の標準委員会の前に実施することでよいかと？(幹事)

A8: 8/2の専門部会の結果を待って、次回分科会の日程を委員に図って決定願う。(主査)

以 上

### 参考情報:

参考1: FTC98-5「休眠中分科会等の廃止と関係標準の取扱いについて(案)」

- (1) 次に示す長期休眠中の分科会を廃止する
- a. 深地層分配係数分科会(F5SC)
  - b. クリアランスレベル検認分科会(F8SC)
  - c. 返還廃棄物確認分科会(F11SC)
- (2) 次に示す今後 5 か年の活動予定のない分科会を廃止する
- a. LLW 埋設後管理分科会(F14SC)
  - b. LLW 埋設施設検査方法分科会(F15SC)

参考2: 解説 4.4 に以下の説明あり: 原子力安全委員会での検討と同様に, ウラン取扱施設の回収ウランなどに係る放射能濃度を基に相対重要度を評価し, 相対重要度が 3 桁以内(D/C が 0.001 以上)となる放射性核種として  $^{232}\text{U}$ ,  $^{234}\text{U}$ ,  $^{235}\text{U}$ ,  $^{236}\text{U}$  及び  $^{238}\text{U}$  の 5 核種が選定された。

新金属協会核燃料加工部会において取り扱うウラン核種とその濃度原子力安全委員会「ウラン取扱施設におけるクリアランスレベルについて」(平成21年10月)に評価結果有:

表 6 ERUに係る相対重要度評価結果

No.	放射性核種	推定放射能 D (Bq/gU)	U-234 の放射能に規格化 D* (Bq/g)	クリアランスレベル (RS-G-1.7) C	D*/C
1	Tc-99	1.40E+01	5.07E-05	1	5.07E-05
2	Ru-106	2.00E+01	7.25E-05	0.1	7.25E-04
3	Sb-125	2.00E+00	7.25E-06	0.1	7.25E-05
4	U-232	8.28E+03	3.00E-02	0.1	3.00E-01
5	U-234	2.76E+05	1	1	1
6	U-235	4.01E+03	1.45E-02	1	1.45E-02
7	U-236	6.00E+04	2.17E-01	10	2.17E-02
8	U-238	1.18E+04	4.29E-02	1	4.29E-02
9	Np-237	1.00E-01	3.62E-07	1	3.62E-07
10	Pu-238	1.00E-01	3.62E-07	0.1	3.62E-06
11	Pu-239	1.00E-01	3.62E-07	0.1	3.62E-06
12	Pu-240	1.00E-01	3.62E-07	0.1	3.62E-06
13	Pu-241	9.00E+00	3.26E-05	10	3.26E-06

参考3: 「JIS原案作成のための手引」(JIS Z 8301-2019 対応)の表 7-例・注記・注釈の番号付け: 本文の注記“規格の理解又は利用を助けるための追加情報だけ記載する。要求事項、推奨事項及び許容事項は含めてはならない。”

参考 4: 「クリアランスの判断方法: 2005」(AESJ-SC-F005: 2005)の「3.4 a)評価単位の設定条件」の 3)に“…実際の対象物の大きさが, 次の b)に示す評価単位の最大値(10トン)を超える場合には, 対象物を計算上 10トン単位に分割して評価単位とすることができる。”の記載あり。

参考 5: 「標準作成外とライン: 2020」(AESJ-SC-M001: 2020)の 7.3.3 c)に“…参照される標準, 規格の変更が, 参照する標準の有効性に影響を与える場合には, 参照される標準, 規格の制定年を付記する。制定年を付記しない場合は, 常に最新版を引用する。”と記載あり。